

駿河台大学比較法研究所規程

(総 則)

第1条 駿河台大学学則第55条第1項の規定に基き、本学に駿河台大学比較法研究所(以下「研究所」という。)を置く。

(目 的)

第2条 研究所は、法律学の諸分野における比較法並びに外国法の理論及び実務の組織的研究を通じて広く法律文化の向上に寄与し、併せて大学の法学教育に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 比較法学の研究及び調査
- (2) 国内外の研究機関及び研究者との交流並びに共同研究
- (3) 比較法資料の収集、整備及び保管
- (4) 研究会、講習会等の開催、その他研究及び調査の成果の発表
- (5) 研究及び調査の受託
- (6) 以上の他、研究所の目的達成上必要と認める事業

(所 長)

第4条 研究所に所長1名を置く。

- 2 所長は、大学評議会が選考し、学長の推薦に基づき理事長が任命する。
- 3 所長は、研究所の業務を統轄し、研究所を代表する。
- 4 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職 員)

第5条 研究所に、必要に応じて職員を置く。(運営委員会)

第6条 研究所に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究所員)

第7条 研究所に研究所員若干名を置く。

- 2 研究所員は、比較法学及びこれと密接な関連のある研究に従事する本学の教授、助教授又は専任講師とする。
- 3 研究所員は、研究所員会の議を経て学長がこれを委嘱する。
- 4 研究所員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究所員会)

第8条 研究所に研究所員会を置く。

- 2 研究所員会は、所長及び前条第3項の研究所員をもって構成する。
- 3 研究所員会は、比較法学の研究及び調査に関する事項を審議する。
- 4 研究所員に関し必要な事項は、別に定める。

(客員研究所員)

第9条 研究所に、客員研究所員を置くことができる。

- 2 客員研究所員には、国内外の比較法学及びこれと密接に関連する分野の研究に従事する者で、第7条第3項の研究所員と同等若しくはそれ以上の研究歴又は研究能力をもつ者を嘱任する。
- 3 客員研究所員の嘱任及び解任は、研究所員会の議を経て、学長が行う。
- 4 客員研究所員は、研究所員会に出席し、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(顧 問)

第10条 研究所に顧問を置くことができる。

運 営 委 員

竹内 俊雄、吉田 恒雄、石田 信平、堀田 周吾、